

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	23
許認可等の種類	戦没者等の妻に対する特別給付金を受ける権利の裁定			
根拠法令条例等・条項	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第3条第6項			
許認可等の概要	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利の裁定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定 * (法令等の規定において言い尽くされているため。) [参考] 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第3条第1項から第6項まで 第1項 戦没者等の妻には特別給付金を支給する 第2項 戦没者等の妻であって、前項の特別給付金を受ける権利を取得した日から10年を経過した日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する 第1号 前条各号に掲げる給付 第2号 遺族援護法第23条第1項第4号又は第5号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金 第3号 遺族援護法第23条第2項第4号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金 第4号 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第7条の3の規定により国家公務員等共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由としたもの 第5号 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により支給される遺族年金 第6号 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律附則第7条第1項の規定により支給される遺族年金 第3項 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であって、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から10年を経過した日において同項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する 第4項・第5項・第6項 第3項と同じ条件で再継続を規定</p> <p>戦没者等の妻とは……戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第2条に規定 特別給付金を受ける権利の受継について……同法第5条に規定 時効について……同法第6条に規定</p> <p>なお、詳細については『「特別弔慰金・特別給付金支給法の解説」(平成16年3月18日)及び「平成28年改正 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 戦没者等の妻に対する特別給付金 手引」(平成28年4月15日又は平成28年10月1日施行分)』により審査している</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (法律の改正ごと(10年毎)に請求書が、短期間に集中して提出されるため。)			
期間の制定根拠	—			